



2025 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 九 州 旅 客 鉄 道 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 古 宮 洋 二
(コード番号 9142 東証プライム市場、福証)
問 合 せ 先 広 報 部 TEL(092) 474-2541

**一括取得型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase) による自己株式取得
のための第三者割当による第 1 回新株予約権の発行条件の決定に関するお知らせ**

当社が本日実施した東京証券取引所（以下「東証」という。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）における買付け結果により、2025 年 5 月 9 日開催の取締役会決議に基づく第三者割当による第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行条件が確定いたしましたので、お知らせいたします。なお、詳細につきましては、2025 年 5 月 9 日付当社プレスリリース「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ（一括取得型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase) による自己株式取得）」をご参照下さい。

1. 確定した発行条件の概要

(1) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：1,883,800 株（上限）※ ※上限の潜在株式数は、下記（2）の基準金額÷平均株価 がゼロとなった場合を前提とした株式数
(2) 行使時の交付株式数の 算定方法	交付株式数＝(i)基準株式数－(ii)基準金額÷平均株価 (i)「基準株式数」は、1,883,800 株 (ii)「基準金額」は、7,267,700,400 円 (iii)「平均株価」は、下記（a）に下記（b）を加えた数 値（小数第 5 位まで算出し、その小数第 5 位を四捨 五入する。）をいう。 (a) 2025 年 5 月 13 日（同日を含む。）から本新株予 約権の行使請求の効力発生日（以下「行使請求 日」という。）の直前取引日（ただし、株式会社 証券保管振替機構の定める株式等の振替に関 する業務規程および同施行規則上の規定その 他の事由により Goldman Sachs International （以下「ゴールドマン・サックス」といいます。） において行使請求を行えなかった例外的な事 情が存する場合にはゴールドマン・サックスと 協議のうえで定める日）（同日を含む。）まで の期間の各取引日（ただし、本新株予約権の発行 要項に定める除外市場混乱事由発生日を除く。） の東証における当社普通株式の VWAP の算 術平均値に 99.30% を乗じた数値 (b) 2025 年 5 月 13 日（同日を含む。）から行使請求 日の直前取引日（同日を含む。）までの期間のい ずれかの日を権利付最終日とする各配当との 関係で、①当該配当の 1 株あたりの配当額（た だし、2026 年 3 月期の間配当については 57.5 円を控除し、当該控除後の金額が 0 円を下回る

この文書は、当社の一括取得型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase) による自己株式取得のための第三者割当による第 1 回新株予約権の発行条件の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	場合には、0円とする。)に、②当該配当に係る権利落ち日(同日を含む。)から2025年11月30日(同日を含む。)までの取引日数を乗じた数値を、③2025年5月13日(同日を含む。)から2025年11月30日(同日を含む。)までの取引日数で除した数値(以下「配当調整額」という。)を算出したうえで、各配当に係る配当調整額を合計した数値
--	---

以 上

この文書は、当社の一括取得型自己株式取得(Accelerated Share Repurchase)による自己株式取得のための第三者割当による第1回新株予約権の発行条件の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。